

公認排水設備工事事業者制度について

- 排水設備マニュアルの改定について
 - ・ 主な改定内容、変更点
 - ・ 排水設備等撤去届出書の新設
 - ・ 給水設備工事を行った際の、下水道関連の届出
 - ・ 排水設備変更に伴う届出
- 公認排水設備工事事業者の指定の手続きについて
- 公認排水設備工事事業者の指定取消し等の処分について



排水設備マニュアルの改定

主な改定内容・変更点（今後の施工、検査等）

- ・ 捨印について・・・P 1、2
- ・ 書き直し可能なペンの使用不可・・・P 1
- ・ 排水設備責任技術者登録番号記載（申請書）・・・P 2、P 17（資料①）
- ・ ガーデンパン設置の条件（雨水の流入をさせない）・・・P 5
- ・ 排水ヘッダーについて・・・P 7
- ・ 個別生活排水の雨水流入方法・・・P 7
- ・ 排水槽（ポンプ圧送）※下水道排水設備指針と解説に準ずる・・・P 7
- ・ ディスポーザー・・・P 7
- ・ 防護コンクリートの考え方（推奨とする場合）・・・P 8
- ・ 管内流速・・・P 8
- ・ φ500コンクリート製公共柵に内副管で施工する場合・・・P 9
- ・ トラップの選定方法（特に歯科医の考え方を明記）・・・P 10
- ・ **農業集落排水の分離柵設置の記載削除 ※詳細説明**
- ・ **完了検査方法の明記 ※詳細説明・・・P 13**
- ・ 資料⑨ 溜トラップ柵の掃除口「枝管3メートル」と追記・・・P 27
- ・ 公共汚水柵変更届（様式変更）・・・P 30

農業集落排水の分離柵設置について

農業集落排水について、今まで台所には「分離柵」を設置しておりましたが、取付をしなくても処理に問題ないことが確認されましたので、4月以降竣工の工事については、分離柵の設置は公共下水道と同様必要ありません。

(今まで設置していたものを撤去したい場合)

⇒ 撤去後、後ほど説明する「排水設備等撤去届出書」を提出してください。

完了検査方法の明記（P13）

排水設備の検査において、最後にトイレットペーパーを入れて流す検査を行っていましたが、今後は検査員の前で立会人が起点から水を流し、検査の際に水たまりがないか確認する方法に変更します。

ただし、検査員がトイレットペーパーを流す検査が必要と判断した場合には、理由を説明したうえで流すよう指示しますので、対応してください。

排水設備等撤去届出書の新設

排水設備の入れ替えの際、公共下水道使用（廃止）届を提出いたただいておりましたが、届出を下記のとおりとします。なお、排水設備等撤去届出書は、後日ホームページに様式をアップする予定です。

（排水設備の入れ替え、入替え中は下水道を休止**する**場合）

- ・ 排水設備等撤去届出書、公共下水道使用（**休止**）届
⇒ 接続が完了しましたら、開始届を忘れずに提出してください。

（排水設備の入れ替え、入替え中は下水道を休止**しない**場合）

- ・ 排水設備等撤去届出書

（排水設備を撤去するだけの場合）

- ・ 排水設備等撤去届出書、公共下水道使用（**廃止**）届

（農業集落排水の分離柵を撤去する場合）

- ・ 排水設備等撤去届出書

給水装置工事を行った際の下水道関連の届出

下水道の料金は、水道の料金と連動することを基本とします。このことから、「**給水設備工事だけなので下水道は関係無い**」と思わず、何か届出がないか、下水道施設課の窓口でご確認ください。

(関連する例)

- 地下水と水道の併用から、水道のみへ変更になった場合
⇒ 地下水使用分が加算されておりますので、それを廃止する必要があります。
 - 地下水併用の住宅がリフォームし、地下水の使用箇所が変更になった場合
⇒ 地下水使用分の加算を変更する必要があります。
 - 地下水から水道のみへ変更になった場合
- ※ 公共下水道使用開始届、排除汚水量異動届を提出

排水設備変更に伴う届出

排水設備を増設したり、リフォーム（変更）した場合には、下水道使用料が変更なることがありますので、担当へご確認ください。

（関連する例）

- ・ トイレのみ下水道に接続していたが、台所など、すべて下水道に接続した場合
※ 排除汚水量異動届を提出

公認排水設備工事業者の指定の手続き

(概要)

会津若松市では排水設備の工事について、指定された公認業者でなければ施工することができません。

これは、下水道条例に規定されている内容であり、工事の申請から完了、検査等まですべて「責任」が伴います。

申請を忘れてしまった、完成したにも関わらず届出をしなかった、違反工事をしたなどがあれば、公認業者のみならず、会津若松市の下水道の信頼も揺らぎかねません。

公認業者に指定されて終わりではなく、日々の排水設備の申請、工事、届出等は公認業者として「責任」をもってあたってください。

公認排水設備工事業者の指定の手続き

公認排水設備工事業者の令和3年度の指定は、令和6年5月15日をもって満了します。指定の手続きについては、規程に基づき次の書類を提出してください。なお、情報や様式を乗せたホームページを作成しました。下水道施設課ホームページをご覧ください。

(提出するもの)

○ 指定申請書

- ・ **継続指定**は、公認排水設備工事業者**継続**指定申請書（様式第2号）
- ・ 新規指定は、公認排水設備工事業者指定申請書（第1号様式）

○ 住民票の写し

- ・ 法人にあつては、代表者に関するもの。

○ 経歴書（任意様式）

- ・ 法人にあつては、代表者に関するもの。また、次の内容は必ず記載し、最後に相違ない旨と、直筆で署名をしてください（押印をしない場合）。
（記載内容：現住所、氏名、生年月日、学歴・職歴、賞罰）

公認排水設備工事業者の指定の手続き

(提出するもの)

○ 身分証明書

- ・ 法人にあつては、代表者に関するもの。本籍地で取得することができます。

○ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人に限る）

- ・ 定款については、最後に定款の写しと相違ない旨及び法人住所、法人名、代表者職氏名を記載し、社判を押印してください。

○ 納税証明書

- ・ 直近2か年度内において会津若松市の市税が賦課されている事業者のみ、市税の納税証明書(申請日より3か月以内の納税状況が確認できるもので、直近の2か年度分)を提出ください。

(法人) ⇒ 法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、特別徴収義務者にあつては徴収した市民税

(個人) ⇒ 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、特別土地保有税

(証明書が取得できる場所) ⇒ 市役所税務課、北会津支所、河東支所

公認排水設備工事業者の指定の手続き

(提出するもの)

○ **営業所の平面図及び写真、付近見取図**

- ・ 平面図は、敷地にある事務所や倉庫等がわかるように作成してください。
- ・ 写真は、外観や周辺、事務所内がわかるように写してください。
- ・ 付近見取図は、営業所などの場所がどこにあるのか明確にわかるものにしてください。なお、インターネット等のマップをそのまま使用し、場所が不明瞭に印刷されたものは不可です。

○ **責任技術者の名簿（令和6年4月1日現在）及び雇用関係を証する書類**

- ・ 名簿については、フォーマットをホームページにアップします（紙で必要な方は、窓口にお申し出ください）。雇用関係を証する書類として代表的なのは健康保険証、雇用保険被保険者通知書などです。
- ・ 個人事業主で前記のものが無い場合はご相談ください。
- ・ 責任技術者は通年雇用の方です。繁忙期のみの臨時雇用は含みません。

○ **責任技術者が下水道排水設備責任技術者であることを証する書類**

- ・ 福島県下水道排水設備工事責任技術者証の写し

※(1) 記載内容に相違がないかよく確認し、表裏面をコピーしてください。記載内容に変更があれば、届出が必要です。

※(2) 排水設備指定工事店専任技術者の登録が済んでいない場合は、速やかに手続きしてください。

公認排水設備工事業者の指定の手続き

(提出するもの)

- **施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類**
 - ・ 設備及び器材、車両などの写真とその名称及び数量、保管している倉庫等の写真を添付して、内容がわかるように作成してください。写真のみ、機材名のみは不可です。
- **会津若松市公認排水設備工事業者指定証**
 - ・ 継続指定の場合のみ
- **会津若松市下水道条例第8条の3第4号に該当しないことを誓約する書類**
 - ・ 法人にあっては、代表者に関するもの。直筆で署名し提出してください。
 - ⇒ 【参考】下水道条例第8条の3第4号
(指定の基準)
～略～
第8条の3(4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 第8条の7の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
 - エ 精神の機能の障がいにより排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの
- **その他上下水道事業管理者が必要と認める書類**
 - ・ 排水設備工事施工管理体制がわかるもの

公認排水設備工事業者の指定の手続き

(書類の提出方法)

更新手続き期間は、令和6年4月3日（水）から4月24日（水）までです。期日までに提出がない場合でも、下水道施設課から特に連絡はしません。

① 書類一式をそろえてください。

- ・ 下水道施設課の窓口に出頭いただきます。ただし、市外で窓口に来るのが困難な場合は例外的に郵送での提出も認めますが、個人情報等が多くある書類になりますので、発送・受取双方の記録が残る「簡易書留」、または「レターパックプラス」でお送りください。あわせて、発送した旨を電話で担当者にご連絡ください。
なお、窓口混雑緩和の観点から、窓口提出の際でもその場ですぐに書類審査は行いませんので、余裕を持って提出願います。
- ・ 書類一式は順番にそろえ、クリップやクリアファイルなどでバラバラにならないようにして提出してください。

公認排水設備工事業者の指定の手続き

(書類の提出方法)

② 排水設備担当が書類がすべてそろっているか、内容に不備がないかを確認したら、申請手数料納付のご連絡をします。

下水道施設課の窓口で納付書をお渡ししますので、同じフロアの上下水道料金センターで1万円を納入してください。

領収書のコピーをいただきますので、納入後下水道施設課の窓口へ再度お越しください。

⇒ 銀行、市のほかの窓口、現金書留などでの納付はできません。

③ 更新後の指定証は、後日郵送いたします。

※ 規程に基づき指定の際は公示しますので、申請手数料納付後、指定証の送付まで日数がかかります。

公認排水設備工事業者の指定取消し等の処分について

(概要)

公認業者による違反工事が複数確認されました。内容は下記のとおりです。

○ 下水道条例第8条に規定する、工事の完了した日から起算して5日以内に完成届を提出しなかった。

⇒ 排水設備接続の増設工事であり、料金の変更が発生する事案であったが、完成届が未提出だったため、工事後も違う料金のままであった。使用者に内容を説明し謝罪するとともに、差額については全額業者が支払った。

○ 条例第6条の確認を受けずに排水設備工事を事前着工（申請書未提出）

⇒ 排水設備が接続されていたにも関わらず、書類が一切提出されていなかったため、料金が発生しないまま数か月にわたり下水道を使用。使用者に内容を説明し謝罪するとともに、接続後から発覚までの下水道料金については、全額業者が支払った。

上記のを受け、違反した公認業者に対する処分を厳正に行うため、「公認排水設備工事業者の指定取消し等の処分に関する要綱」を制定します。

今後は、上記のような違反工事が無いよう、公認業者としての「責任」が常にあることを改めて自覚し、排水設備工事全般にあたってください。

令和5年度 指定給水装置工事事業者及び公認排水設備工事事業者講習会



ご清聴ありがとうございました。

会津若松市上下水道局下水道施設課